

公益社団法人 熊本県栄養士会 研究助成事業要項

1. 事業趣旨

管理栄養士・栄養士を取り巻く環境が大きく変化する中で、私たちは栄養の専門職として、国民の健康の保持増進のために貢献する社会的責務がある。そのためには、様々な観点から、絶えず新しい情報と、正しい知識を取り入れ、これらの情報や知識を有効に活用できる技術を習熟し、また実践の場で活用し、「栄養指導・栄養管理にはこれだけの効果がある」という結果を示すことが強く求められている。

そこで本会では、下記の分野での管理栄養士・栄養士等の研究を助成し、その成果を普及することにより、管理栄養士・栄養士業務の進行と公衆衛生を含むさまざまな施策の推進等に寄与することを目的として、研究費の助成を行うものである。

2. 研究募集の分野

- (1) 医療や介護分野における栄養改善に関する研究等
- (2) 傷病者の栄養指導や生活習慣病予防の効果を検証する研究
- (3) その他、管理栄養士・栄養士がかかわる業務向上に関する調査研究

3. 研究助成の対象者および募集

管理栄養士・栄養士である個人または研究グループとし本会ホームページ等にて一般公募する。なお、申請の筆頭者は、本会の管理栄養士・栄養士とし共同研究者の資格等は特に言及しない。

4. 研究助成金額

原則として、1研究に対し 10 万円を限度とし助成する。

5. 研究期間

研究期間は、5月1日から翌年3月31日までとする。(なお、年度をまたがって長期に研究を行う場合は、その旨を記載し研究の全体像を明らかにした上で、上記研究期間に実施する内容を明示すること。)

6. 研究助成の申請および期間

研究助成の申請は、別紙様式1の研究助成事業申請書に必要事項を記入し、本会に提出するものとする。

申請の期間は、2月10日から3月26日の間とする。

7. 助成対象研究の選考方法

学識経験者を含む検討委員会の審査を経て、助成対象研究と助成金額を決定する。

8. 研究助成対象の決定通知

「7」により助成対象の決定がなされたときは、申請者に対し、別紙様式2の研究助成事業決定通知書により、研究助成の決定を通知する。

9. 研究助成事業の実施

研究事業は、別紙様式3の研究助成事業契約書を締結し、実施する。

10. 研究助成金の交付および返還等

- (1) 研究助成事業決定の通知を受けた者は、30日以内に別紙様式4の研究助成事業研究費交付申請書および別紙様式5の研究費の内訳を提出する。
- (2) 本会は申請書の提出を受けて助成金を速やかに交付する。
- (3) 助成金の使用については、終了年の3月10日までに別紙様式6により報告する。
- (4) 研究成果の報告が受理されない場合には、助成金全額を返還する。

11. 研究成果の報告

研究成果は、別紙様式7の様式を添え、翌年の秋期研修等で研究の報告を行うこととする。また、研究成果の報告の概要について、本会ホームページ等で情報提供を行う。

12. 規程の改廃

本規程の改廃は、理事会に決議を経なければならない。